

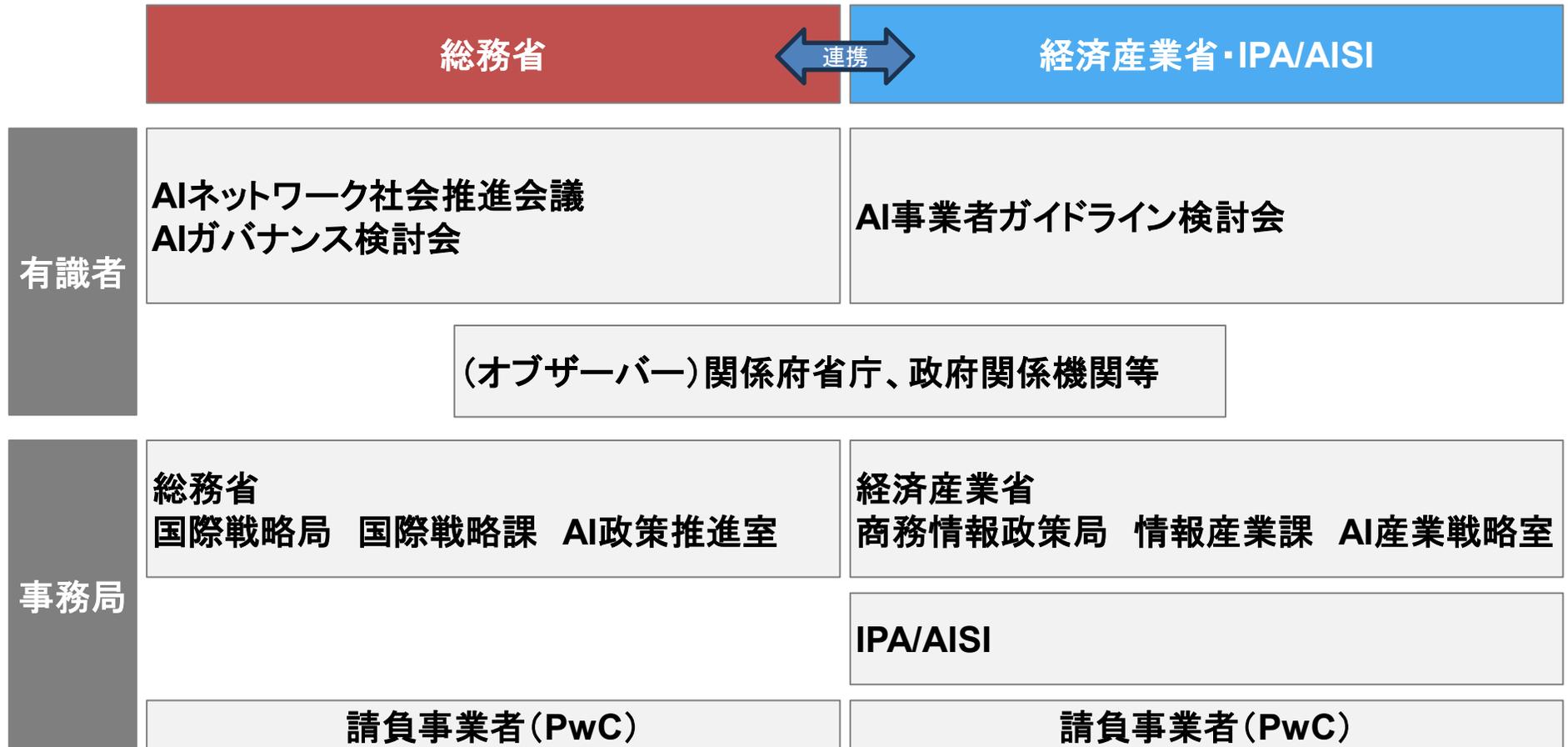
令和7年度の活動について

2026年3月12日

AIネットワーク社会推進会議

AIガバナンス検討会

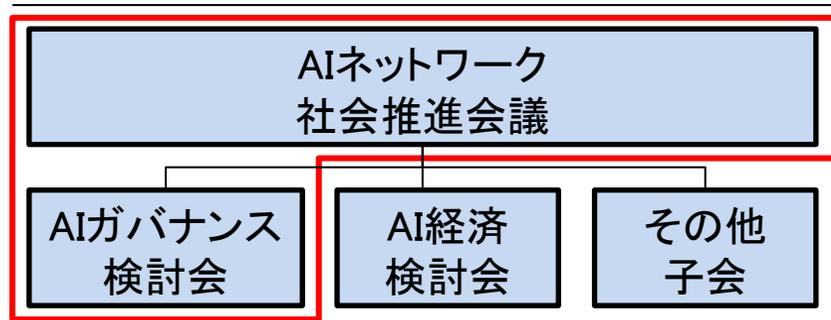
事務局



- ・今年度はAIネットワーク社会推進会議とAIガバナンス検討会の合同開催を解消し、それぞれ別々で開催
- ・AI事業者ガイドラインの主な検討はAIガバナンス検討会にて実施
- ・AIネットワーク社会推進会議はAIガバナンス検討会の親会と位置づけ、AIガバナンス検討会での検討に基づく重要な意思決定(AI事業者ガイドラインの更新内容などの承認等)を実施

令和6年度

合同で
開催



- ・ AIネットワーク社会推進会議とAIガバナンス検討会を合同で開催

令和7年度

別々に
開催



- ・ 合同会議における検討を解消し、それぞれ親会・子会として役割を整理し別々開催

※新規

議長	須藤 修	中央大学国際情報学部 教授
副議長	平野 晋	中央大学国際情報学部 教授・学部長
構成員	今田 俊一	ソニーグループ株式会社 A I ガバナンス室 室長
	遠藤 信博	一般社団法人日本経済団体連合会 副会長、 日本電気株式会社 特別顧問
	大田 佳宏	東京大学大学院数理科学研究科 客員教授、 Arithmer株式会社代表取締役社長 兼 CEO
(幹事)	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授、東京大学 副学長
	喜連川 優	情報・システム研究機構 機構長、東京大学 特別教授
	近藤 則子	老テク研究会 事務局長
	佐々木 裕	株式会社NTTデータグループ 代表取締役社長 CEO
(幹事)	実積 寿也	中央大学総合政策学部 教授
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	鈴木 晶子	国際高等研究所 主席研究員、京都大学 名誉教授
	高松 英生	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 グループCIO 兼 グループCDAO
	中西 崇文	東京工科大学コンピュータサイエンス学部 教授
	萩田 紀博	大阪芸術大学 アートサイエンス学科長 兼 教授、 株式会社国際電気通信基礎技術研究所 特別研究所長
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	福田 剛志	日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 研究開発担当 兼 東京基礎研究所 所長
	福田 雅樹	大阪大学社会技術共創研究センター 教授 兼 大学院法学研究科 教授
	古田 英範	富士通株式会社 取締役会長
(幹事)	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授
	村井 純	慶應義塾大学 特別特区特任教授
(幹事)	村上 憲郎	東京国際工科専門職大学 学長
	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
	山川 宏	全脳アーキテクチャ・イニシアティブ 代表
	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート (KGR I) 副所長
顧問	安西 祐一郎	慶應義塾大学名誉教授
	西尾 章治郎	大阪大学総長
	濱田 純一	東京大学名誉教授

※新規

座長	平野 晋	中央大学国際情報学部 教授
座長代理	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部 教授
構成員	荒堀 淳一	富士通株式会社AIインテグリティセンター センター長
	上原 哲太郎	立命館大学情報理工学部 教授
	浦野 憲二	ソフトバンク株式会社IT統括AIテクノロジー本部AIガバナンス推進室 室長
	江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
	落合 孝文	弁護士
	小俣 栄一郎	Facebook Japan合同会社 Public Policy Manager
	河島 茂生	青山学院大学総合文化政策学部 准教授
	木村 たま代	主婦連合会 常任幹事
	小塚 莊一郎	学習院大学法学部法学科 教授
	近藤 則子	老テク研究会 事務局長
	財津 健次	楽天グループ株式会社 執行役員 情報セキュリティ・プライバシーガバナンス部 ジェネラルマネージャー 兼 楽天モバイル株式会社 情報セキュリティガバナンス本部 本部長
	斉藤 理	グーグル合同会社公共政策部 シニアマネージャー
	佐久間 弘明	一般社団法人AIガバナンス協会 業務執行理事
	三部 裕幸	弁護士
	実積 寿也	中央大学総合政策学部 教授
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	高木 幸一	KDDI株式会社先端技術企画本部 エキスパート
	高橋 恒一	理化学研究所科学研究基盤モデル開発プログラム プロジェクトディレクター、一般社団法人AIアライメントネットワーク 代表理事
	瀧澤 与一	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社 執行役員 パブリックセクター技術統括本部長
	武田 英明	国立情報学研究所情報学プリンシプル研究系 研究主幹・教授
	田丸 健三郎	日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員ナショナルテクノロジーオフィサー
	千葉 雄樹	日本電気株式会社 デジタルプラットフォームサービスビジネスユニットAIテクノロジーサービス事業部門 主席プロフェッショナル
	豊田 麻子	株式会社NTTデータグループ 取締役常務執行役員 CRO
	中川 裕志	理化学研究所革新知能統合研究センター チームディレクター
	成原 慧	九州大学大学院法学研究院 准教授
	西田 豊明	福知山公立大学 理事・副学長
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	山川 宏	全脳アーキテクチャ・イニシアティブ 代表
	山田 敦	日本アイ・ビー・エム株式会社 コンサルティング事業本部 技術理事
	湯浅 壘道	明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 教授

※(敬称略。座長・座長代理を除き、五十音順)

1. 技術の動向

- 新たに発生しているリスクの洗い出し、分類
- AI技術の進展への対応（例：AIEージェント、フィジカルAIなど）

2. 政策の動向

- 国内政策（AI法等）の動向との整合
- 関係省庁の取組やガイドライン等の反映

3. 国際的議論の動向

- 広島AIプロセスの進捗（例：報告枠組みの回答）等

4. 事業者による取り組みの動向

- 別添 1.「第 1 部関連」関連
「B.AI による便益/リスク」へのAI利活用の動向の追加等
- 別添 2.「第 2 部 E.AI ガバナンスの構築」関連
「B.AI ガバナンスの構築に関する実際の取組事例」への事例追加等

5. AI事業者ガイドラインの利活用の推進策の検討

- 事業者によるAI事業者ガイドラインの利活用を推進するための新たなツールの整備等（例：チャットボット、動画の活用等）

6. その他

時期	実施事項	アジェンダ
10/15~10/31	意見照会	AI事業者ガイドラインの更新点について
12/2(火)	第28回AIガバナンス検討会	AI事業者ガイドラインの更新に向けた検討 (新たな技術の反映、リスクの記載の見直し、AI事業者ガイドラインの利活用推進策)

§ (修正案の検討) ※時点更新は実施せず、年度末にまとめて更新

2/16(月)	第29回AIガバナンス検討会	AI事業者ガイドライン(更新版)の修正案について
---------	----------------	--------------------------

§ (AIネットワーク社会推進会議構成員へのご意見伺い)

本日

3/12(木)	第32回AIネットワーク社会推進会議・第30回AIガバナンス検討会 (合同開催)	AI事業者ガイドライン(更新版)の公開について
---------	---	-------------------------



2026/3末 AI事業者ガイドライン第1.2版・公開予定

広島AIプロセス等の国際・国内動向

1. 取組の拡大

	参加者数（2026/3現在）	（ご参考）2026/1～ 新規参加者・国
①フレンズグループ	65	セネガル、ペルー、モロッコ
②パートナーズコミュニティ	38	EY（英）、IBM、Mila（AI研究所（加））、アジア生産性機構
③報告枠組み	25	Infosys（印）

2. 「報告枠組み参加組織の声」を公開

総務省・広島AIプロセス Webページに報告枠組みへ参加した組織の声を掲載

報告枠組み参加組織の声

報告枠組みへの参加により、AIガバナンスに関する透明性の確保のみならず、以下のような組織内でのメリットがあることが報告されています。

- 信頼できるAIの実現に向けたチーム間の連携強化
- ガバナンスの取組を国際基準と比較できるベンチマーク機能
- AIガバナンスの構造に関する社内コミュニケーションの明確化
- リスクマネジメント分野におけるリソース配分の可視化の増進

詳しくはこちら：[How are AI developers managing risks?\(EN\) \(PDF形式：2,921KB\)](#) PDF

（出典）総務省

<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/report.html>

3. フレンズグループ対面会合（第2回）

- 2026年3月15日（日）・16日（月） 於：ホテルニューオータニ東京
- 賛同国・地域の閣僚級・高級実務者やAI関連企業等が参加する第2回対面会合を開催。安全・安心で信頼できるAIの実現に向け、我が国が主導する形で産学官のマルチステークホルダーによりAIガバナンスに関して議論。

②人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（A I 法）

(2025年5月28日成立、6月4日公布・一部施行、9月1日全面施行)

法律の必要性	日本のAI開発・活用は遅れている。	多くの国民がAIに対して不安。
	イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。	
法律の概要	目的	国民生活の向上、国民経済の発展
	基本理念	経済社会及び安全保障上重要 → 研究開発力の保持、国際競争力の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用のため透明性の確保等 国際協力において主導的役割
	AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全ての国務大臣 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために 政府が実施すべき施策の基本的な方針 等
	基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 国際的な規範策定への参画 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者等への指導・助言・情報提供
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
	附則	見直し規定（必要な場合は所要の措置）
世界のモデルとなる法制度を構築	国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。	

人工知能基本計画

※令和7年12月23日閣議決定

■ 基本構想

- 「信頼できるAI」を追求し、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」へ。
- 「危機管理投資」・「成長投資」の中核として、今こそ反転攻勢。

■ 3つの原則

イノベーション促進とリスク対応の両立、アジャイル（柔軟かつ迅速）な対応、内外一体での政策推進

■ 4つの基本的な方針

「AIを使う」「AIを創る」「AIの信頼性を高める」「AIと協働する」

AI事業者 ガイドライン 関連

第3章 AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第3節 AIガバナンスの主導

(1) 信頼できるAIエコシステムの構築

- ② 事業者等によるAIの研究及び開発・利活用における適正性の確保に向けた自主的な取組を促すとともに行政における円滑かつ適正な利活用に向けた、AI法第13条に基づく指針**その他各種ガイドライン等を整備し、関係者への周知徹底を図る。**

(出典) 内閣府 人工知能基本計画 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aiplan_20251223.pdf

人工知能関連技術の研究開発及び開発の適正性確保に関する指針

※令和7年12月19日
人工知能戦略本部決定

■ 本指針の位置づけ

- AI法第13条に基づき、信頼できるAIの実現に向けて、国際的な規範の趣旨に即して策定。
- 全ての主体におけるAIの研究開発及び活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促す。

AI事業者 ガイドライン 関連

2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項

AIを活用した製品、サービスの開発、提供をする活用事業者は、その開発、提供したAIが多くの主体に影響を及ぼし得ることを踏まえ、国際的な規範、国際規格、**各種ガイドライン等を活用しつつ**、1(2)に示す適正性確保に必要な主要素に関して、特に以下の事項に取り組む。

(出典) 内閣府 人工知能関連技術の研究開発及び開発の適正性確保に関する指針
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_guideline/ai_gl_2025.pdf

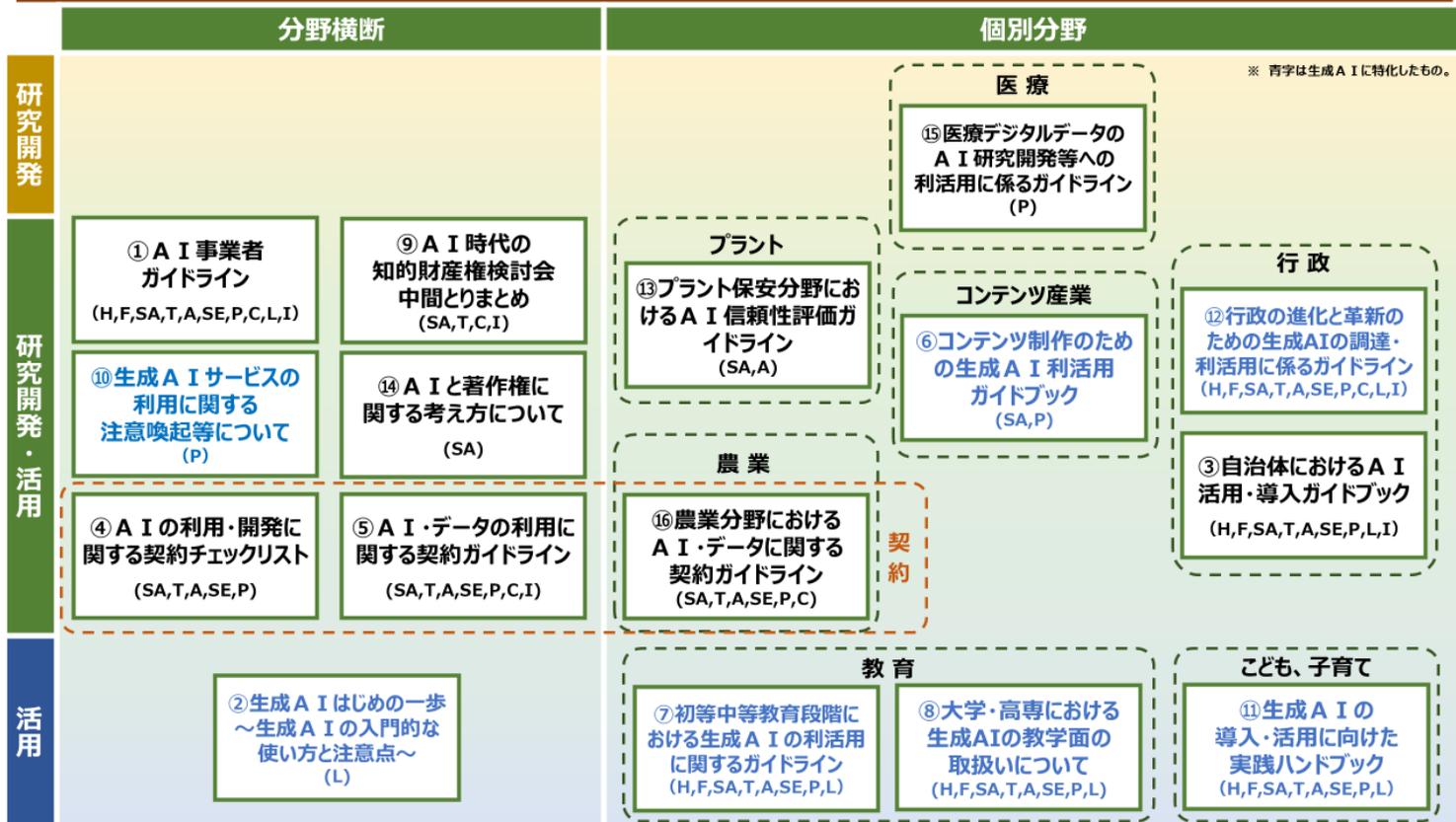
また、AI分野は日本成長戦略の戦略分野の1つとして位置付けられており、今後のAI政策の多角的な検討のため、日本成長戦略下に「AI・半導体WG」が設置された。

人工知能関連技術の研究開発及び開発の適正性確保に関する指針

各省策定のガイドラインの分類について内閣府HPに掲載

各府省庁等のガイドライン等

人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（A I 指針）
 A I 法第13条に基づき、信頼できるA Iの実現に向けて、事業者、国民等の全ての主体におけるA Iの研究開発及び活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促すため、国際的な規範の趣旨に即して策定するもの。
適正性を確保するために必要な主な要素…人間中心（H）、公平性（F）、安全性（SA）、透明性（T）、アカウントビリティ（A）
セキュリティ（SE）、プライバシー（P）、公正競争（C）A Iリテラシー（L）、イノベーション（I）



③ 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン ※デジタル庁

・2025年5月27日公開

<https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623>

・第3回先進的AI利活用アドバイザリーボード（令和8年3月10日）

<https://www.digital.go.jp/councils/ai-advisory-board/80174015-f73b-4d98-811e-c601c26c0ba5>

④ 自治体におけるAI活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉（第4版） ※総務省

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_02000155.html

⑤ AIセキュリティ分科会 ※総務省

AIセキュリティ分科会取りまとめ（令和7年12月）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001051814.pdf

「AIセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」（案）に対する意見募集（令和7年12月26日（金）～令和8年1月29日（木））

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02cyber01_04000001_00337.html

※ガイドラインの策定・公表を令和7年度内に予定。

AI事業者ガイドラインに関する事業者向けアンケート

※以下資料を一部抜粋

第29回AIガバナンス検討会(2026/2/16)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02tsushin06_04000136.html

⇒【資料3】AI事業者ガイドラインに関する事業者アンケートの結果 概要

調査設計

- ✓ 本調査では、国内の事業者における**(1)AI事業者ガイドラインの周知浸透に関する推進状況**、および**(2)AIガバナンスに関する取組状況や課題等**の大きく二点についての実態把握を目的に、アンケート調査を実施した。

調査目的	<p>(1)AI事業者ガイドラインの周知浸透に関する推進状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none">➤ ガイドラインの認知度・活用状況・評価等（主にセクション3、4の設問が該当）➤ <u>効果的な周知浸透手法の検討</u>に繋げる <p>(2)AIガバナンスに関する取組現状や課題等の把握</p> <ul style="list-style-type: none">➤ AIの活用状況・AIリスクの分析状況・AIガバナンスの取組状況や課題要望等（主にセクション2、4の設問が該当）➤ <u>先進的な取組事例（インタビューでも深掘り）の横展開</u>に繋げる
調査手法	Webアンケート（Microsoft Forms）
調査期間	2025年10月15日(水)～11月7日(金)
調査対象	日本ディープラーニング協会（JDLA）・情報サービス産業協会（JISA）・企業情報化協会（IT協会）・AIガバナンス協会（AIGA）・日本ITU協会の所属企業

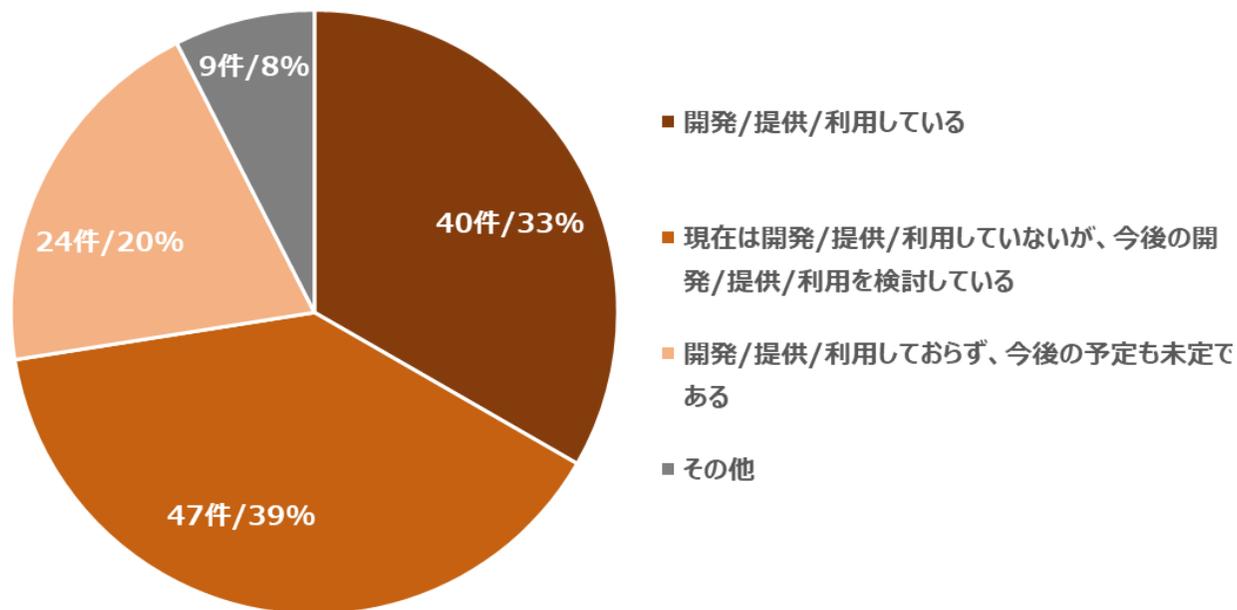
設問一覧

章立て	設問内容	設問番号	対応する調査目的
はじめに (回答者属性)	ご所属部署は「AI開発者」「AI提供者」「AI利用者」のいずれに分類されると考えられますか。	1.4	-
	先進的なAI（AIEージェント・マルチモーダルな生成AI・フィジカルAI・AGI）をご所属部署内で開発/提供/利用していますか。	1.6.1	-
第1章 AI事業者ガイドラインの 認知度・活用度	AI事業者ガイドラインは組織としてどの程度認知・浸透していますか。	3.1.1	(1)
	AI事業者ガイドラインの改訂版（第1.1版）が今年の3月に公表されたことを組織として認知していますか。	3.1.2	(1)
	ご所属部署においてAIガバナンスに取り組む上で、AI事業者ガイドライン等を業務内で活用したことがありますか。	3.2.1	(1)
	ご所属部署においてAI事業者ガイドラインを業務内でどのように活用したかを以下のうちよりお選びください。	3.2.2	(1)
	上記の設問にてお選びいただいた項目について、AI事業者ガイドラインの具体的な利用シーン（頻度・目的・参照している箇所等）をご記載ください。	3.2.3	(1)
	AI事業者ガイドラインを活用することで、どのようなメリットを感じましたか	3.2.4	(1)
	AI事業者ガイドラインの内容で特に活用している（もしくは効果があった）章をお選びください。	3.2.5	(1)
	AI事業者ガイドラインを業務内で活用する上で感じた課題があればご記載ください。	3.3	(1)
第2章 重視するAIガバナンスの 観点	ご所属部署内でのAIの開発/提供/利用において、特に重視しているガバナンスの観点を以下のうちよりお選びください。	2.1	(2)
	上記の設問で1つ目～5つ目の観点とそれに係るリスクに対して、どのような対応策を実施されているか、事業活動や業務内容に照らして具体的にご記載ください。	2.2.1～ 2.2.5	(2)
第3章 その他のAIガバナンスの 取組状況	各省庁や業界団体等で発信されている、業界別のAIガバナンスや利活用に関する方針・ガイドラインは組織としてどの程度認知・浸透していますか。	4.1.1	(1)
	業界別ガイドライン等について、組織としてご存じのものを以下のうちよりお選びください。	4.1.2	(1)
	国際間で取り決められたAIガバナンスに向けたガイドライン等について、組織としてご存じのものを以下のうちよりお選びください。	4.2	(1)
	AIガバナンスに関して、これまでの設問でまだ記載いただいていない取組があればご記載ください。	4.3	(2)
	AIガバナンスの構築に向けて社内でハードルとなっている点を以下のうちよりお選びください。	4.4.1	(2)
	上記の設問4.4.1にてお選びいただいたハードルの具体的な内容、およびハードルを解消するための取組・取組を進める上で感じた課題をご記載ください。	4.4.2	(2)

先進的なAIの開発/提供/利用状況

- ✓ 先進的なAI（AIEージェント・マルチモーダルな生成AI・フィジカルAI・AGI）を「開発/提供/利用している」という回答は全体の**33%**であった。
- ✓ 「現在は開発/提供/利用していないが、今後の開発/提供/利用を検討している」という回答（全体の**39%**）とあわせると全体の7割を超え、先進的なAIを進んで取り入れようとする企業が一定多く見られた。

所属部署内における先進的なAI※の開発/提供/利用状況



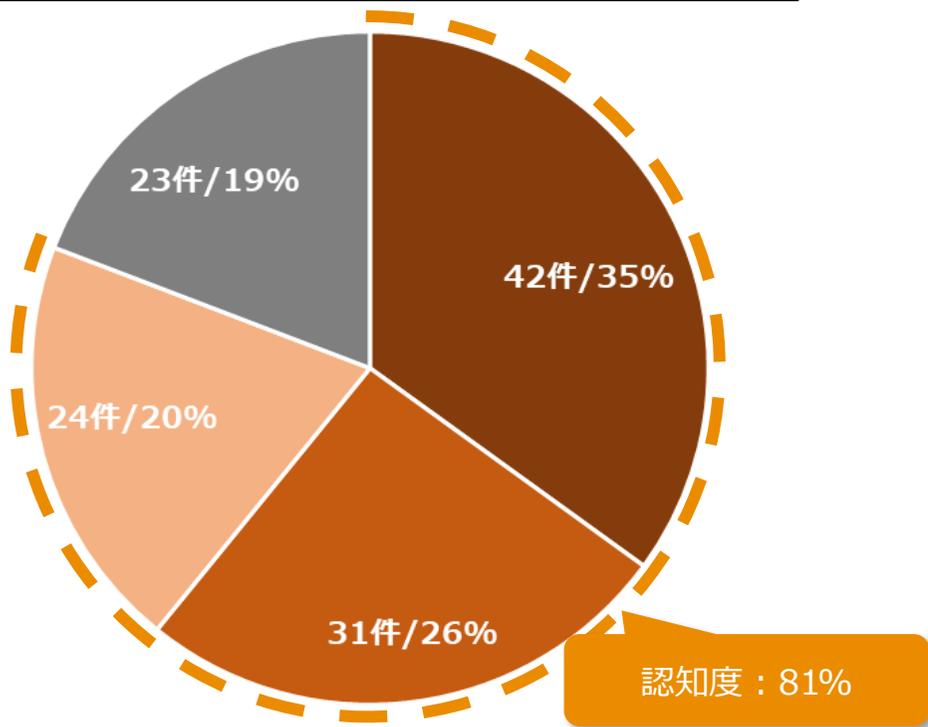
※ AIEージェント・マルチモーダルな生成AI・フィジカルAI・AGIを指す

AI事業者ガイドラインの認知・浸透度

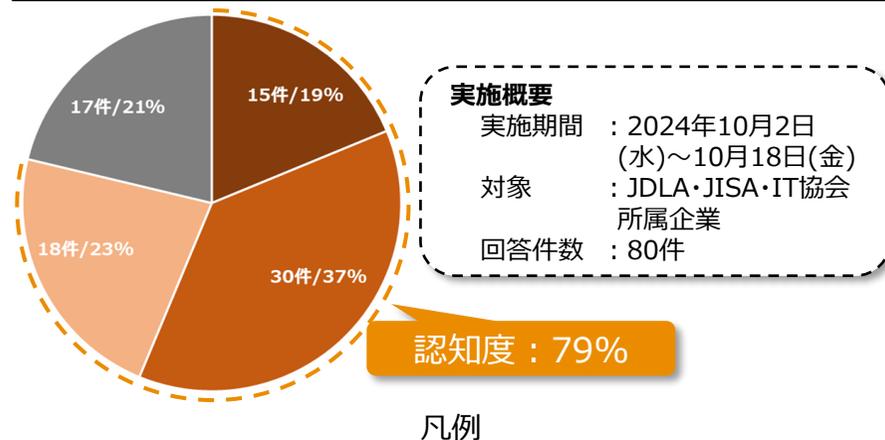
✓ 回答者の部署におけるAI事業者ガイドラインの認知度は**81%**であり、昨年度からほぼ変わらず高い水準

AI事業者ガイドラインの組織としての程度認知・浸透状況

今年度結果



(参考) 昨年度結果



実施概要
実施期間：2024年10月2日(水)～10月18日(金)
対象：JDLA・JISA・IT協会 所属企業
回答件数：80件

凡例

- 所属部署で認知した上で、全社的な共有や活用も行っている
- 所属部署では認知しており、現時点では全社的な共有や活用に向けて検討中
- 所属部署では認知しているが、社内共有や活用に向けた検討は行われていない
- 全社として、あるいは所属部署でも、認知していない

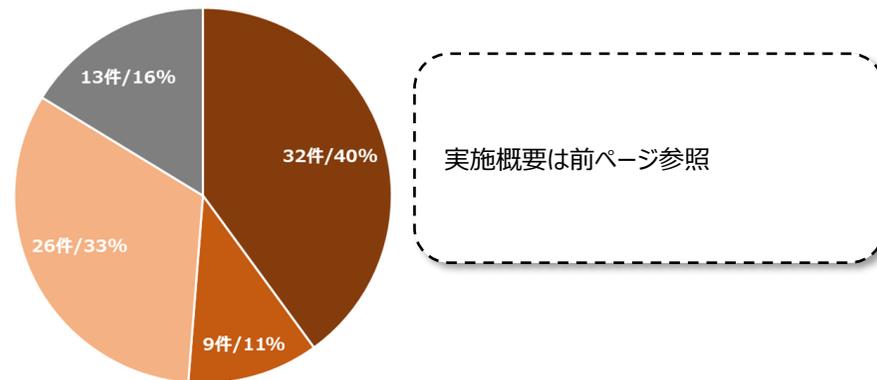
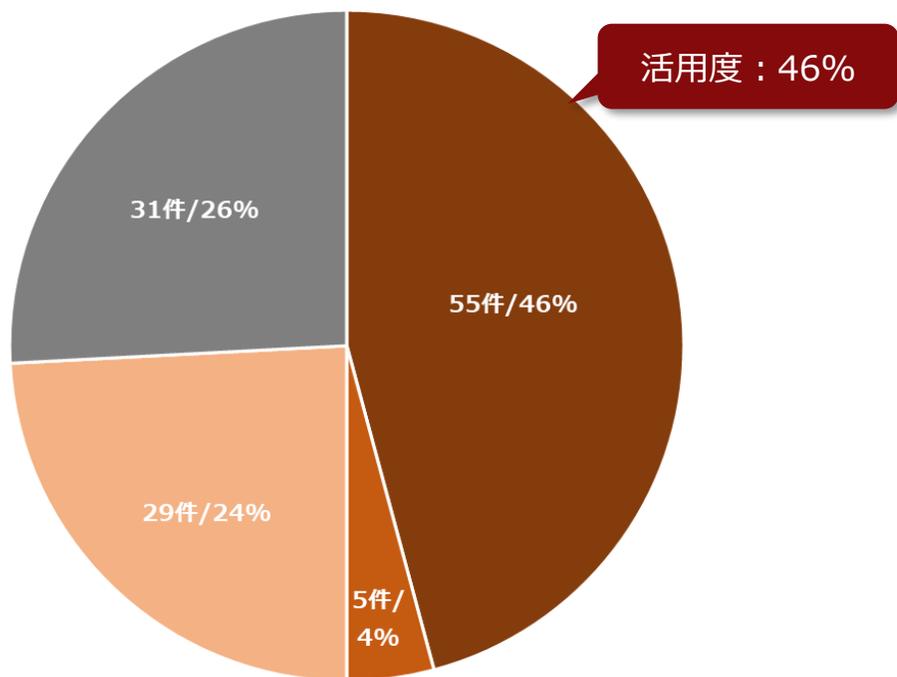
AI事業者ガイドラインの活用度

✓ 回答者の部署においてAIガバナンスに取り組む際のAI事業者ガイドラインの活用度は**46%**であり、**昨年度から増加**した。

AI事業者ガイドラインの組織としての程度認知・浸透状況

今年度結果

(参考) 昨年度結果



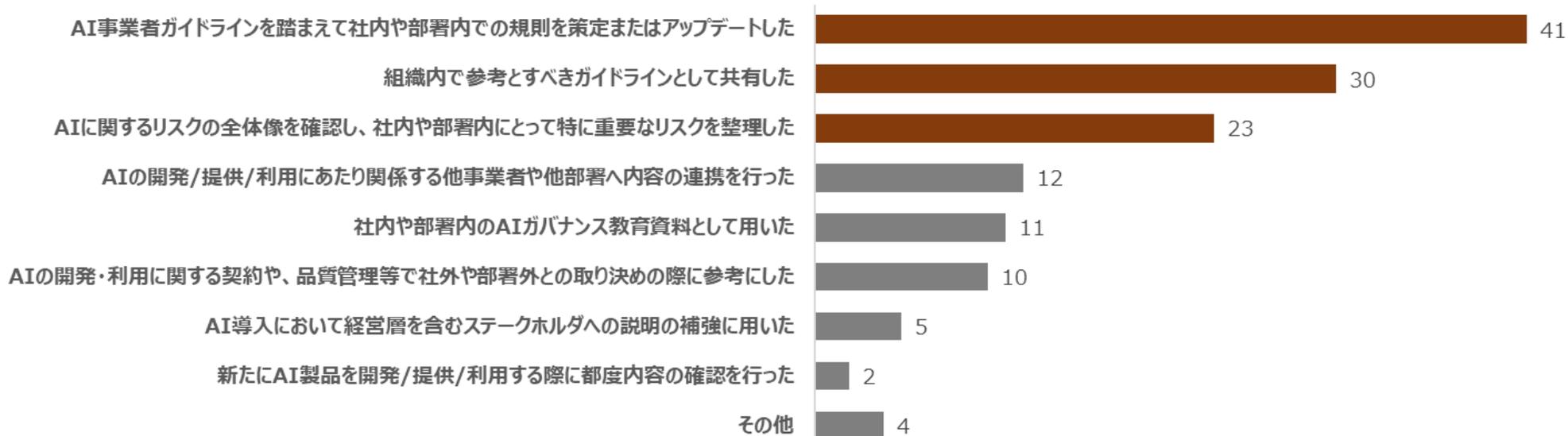
凡例

- AI事業者ガイドラインを活用したことがある
- AI事業者ガイドラインを活用したことはないが、それ以外のいずれかは活用したことがある
- いずれも活用したことがないが、部署として今後活用する予定
- いずれも活用したことがなく、部署として今後の活用も未定

AI事業者ガイドラインの用途

- ✓「AI事業者ガイドラインを踏まえて社内や部署内での規則を策定またはアップデートした」「組織内で参考とすべきガイドラインとして共有した」「AIに関するリスクの全体像を確認し、社内や部署内にとって特に重要なリスクを整理した」という**社内でのルールづくりやリスク分析に関する用途**の回答が多い傾向にあった。

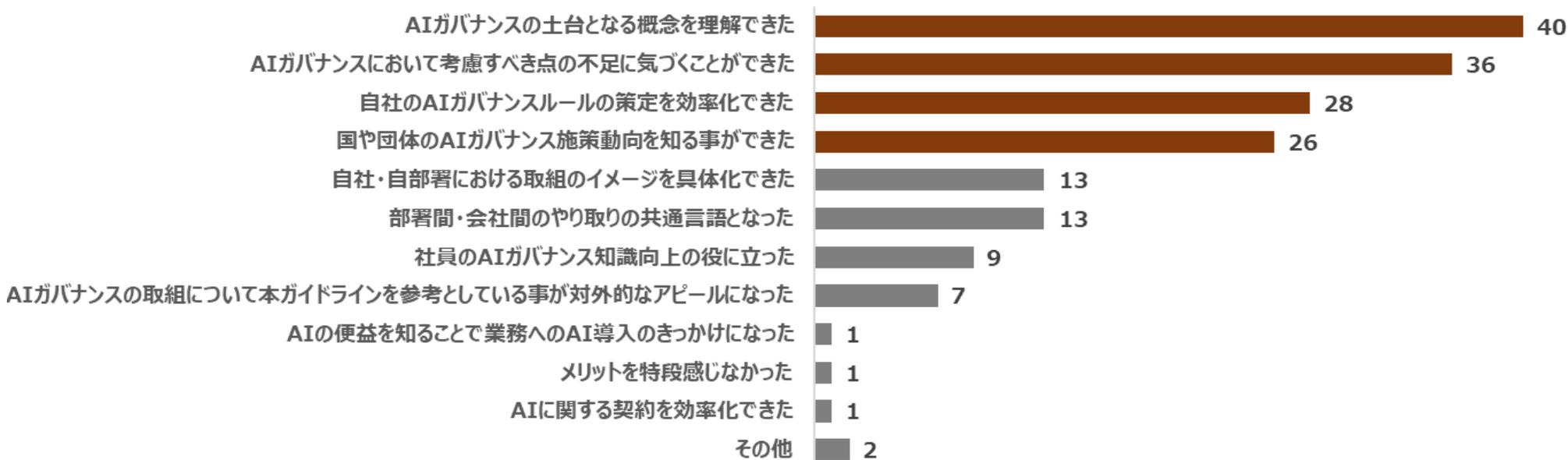
AI事業者ガイドラインの用途



AI事業者ガイドラインのメリット

- ✓「AIガバナンスの土台となる概念を理解できた」「AIガバナンスにおいて考慮すべき点の不足に気づくことができた」「自社のAIガバナンスルールの策定を効率化できた」「国や団体のAIガバナンス施策動向を知る事ができた」といった**ルール策定・AIガバナンスの理解促進に関する回答が多い**傾向にあった。

AI事業者ガイドラインのメリット



特に重視されているAIガバナンスの観点

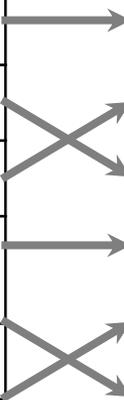
所属部署内でのAIの開発/提供/利用において、特に重視しているガバナンスの観点【複数選択・最大5点】

昨年度（上位6項目）

特に重視されているガバナンスの観点	割合
[5-セキュリティ確保] ①AIシステム・サービスに影響するセキュリティ対策（機密性等が不十分ではないか）	18%
[4-プライバシー保護] ①AIシステム・サービス全般におけるプライバシーの保護（個人情報等が出力されないか）	14%
[1-人間中心] ③偽情報等への対策（偽情報等を提供しないか）	12%
[8-教育・リテラシー] ①教育・リスキリング（AIに関するリテラシーの確保や教育の機会等が不十分ではないか）	9%
[2-安全性] ③適正学習（不正確なデータまたは古いデータを学習していないか）	9%
[2-安全性] ②適正利用（本来の目的を逸脱した利用等により、予期せぬ出力がされないか）	8%
（上位6項目の合計）	（70%）

今年度（上位6項目）

特に重視されているガバナンスの観点	割合
[5-セキュリティ確保] ①AIシステム・サービスに影響するセキュリティ対策（機密性等が不十分ではないか）	17%
[1-人間中心] ③偽情報等への対策（偽情報等を提供しないか）	15%
[4-プライバシー保護] ①AIシステム・サービス全般におけるプライバシーの保護（個人情報等が出力されないか）	12%
[8-教育・リテラシー] ①教育・リスキリング（AIに関するリテラシーの確保や教育の機会等が不十分ではないか）	9%
[2-安全性] ②適正利用（本来の目的を逸脱した利用等により、予期せぬ出力がされないか）	7%
[2-安全性] ③適正学習（不正確なデータまたは古いデータを学習していないか）	6%
（上位6項目の合計）	（66%）



AI事業者ガイドライン 利活用促進に向けた検討

青: 事業者アンケート調査の回答

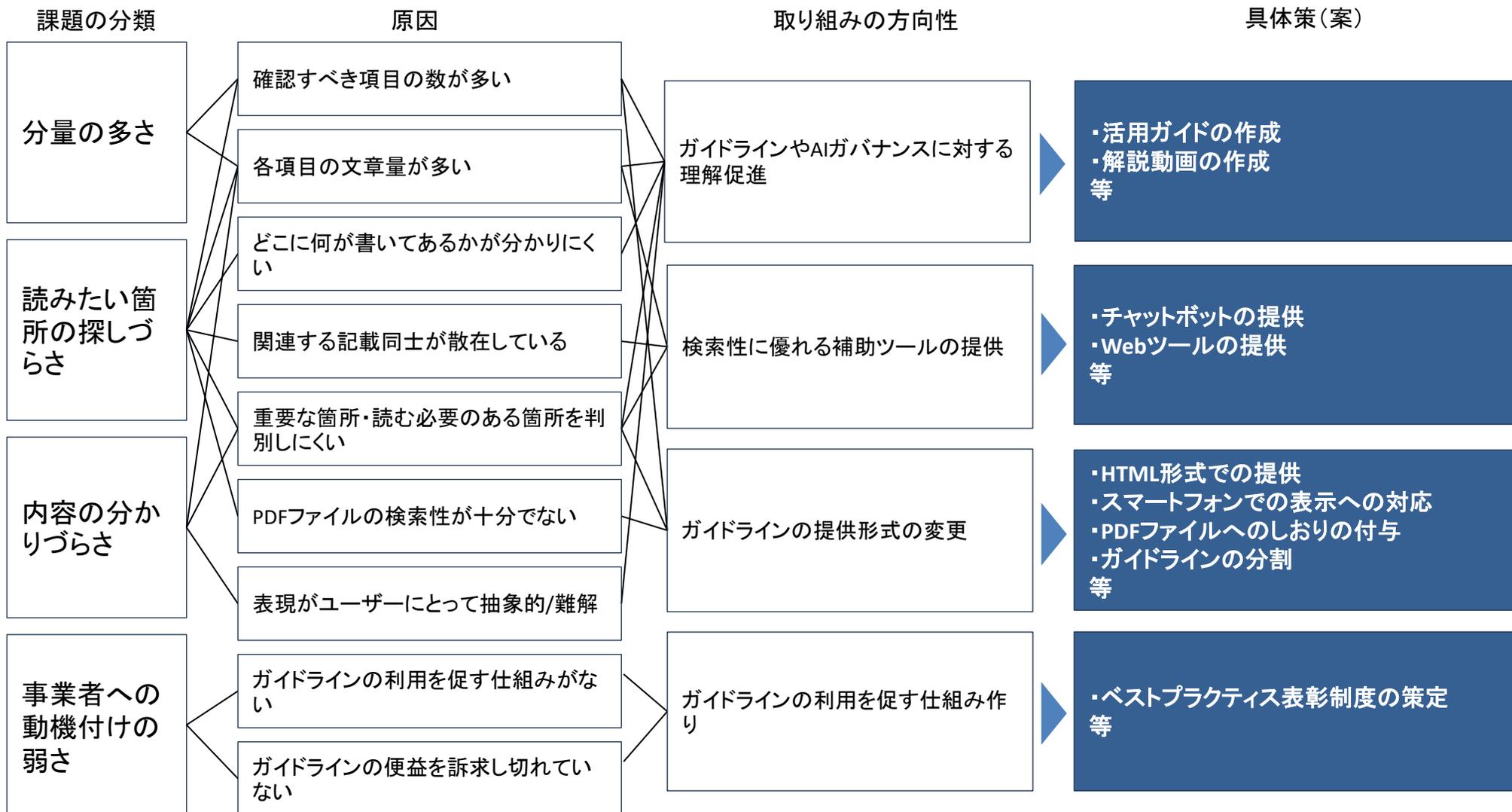
赤: 構成員への意見照会の回答

緑: 経済産業省AIガバナンス検討会構成員の意見

<p>分量の 多さ</p>	<p>全体的に網羅するためにしょうが無いと思いますが、少し情報量が多いと感じました。</p> <p>全体像を簡単に理解するのが困難な文章量になっているのが現バージョンの最大の問題点だと思います。</p> <p>AI事業者ガイドラインの利用促進に向け、ボリューム感等の読者に対する工夫・配慮が必要</p> <p>本ガイドラインの記載事例が増えすぎると、読みづらくなるため、事例集のような形で切り出すなど、各社の事例を別媒体で追加・アップデートする仕組みが必要ではないか。</p>
<p>読みたい 箇所の探 しづらさ</p>	<p>よく聞かれる課題意識としては、項目間の対応・依存関係が不明なため検索しづらいといった点が挙げられる。</p> <p>本文の方は、概念を整理し、何を行うべきか(What)を網羅的に掲載しようとしているように見える。別の言い方をすると、辞典やリファレンスマニュアルのような構成になっている。一方、このガイドラインの想定される利用者は、自分達でやりたいことがあり、その際に具体的に実施すべき手順(How)を知りたいのであろう。たとえば、リスクベースのアプローチが重要であることはわかるが、その具体的実施手順はわからない構成になっている。</p> <p>現状では、ブラウザで表示してキーワードをブラウザの機能で検索しようとしても、そのキーワードが改行で切れていると検索できない等の不便な点が多い。</p>
<p>内容の分 かりづらさ</p>	<p>ガイドラインの内容が抽象的で、具体的な業務への適用方法が分かりづらい。</p> <p>内容が冗長で分かりにくい。</p> <p>AI事業者ガイドラインは包括的である一方、実務導入の観点からは更なる平易化・重点化が望まれると考える。</p> <p>文章中には一部、“適切な”等の漠然とした表現の箇所があるため、具体的にどうすればいいのかわからないと思う方もいるのではないかと推測します。またガイドライン自体は文字が多いので、もう少し図などを使ってイメージしやすくしたり、例示の記載が可能なところは例を記載するのも手段の一つかと思われます。</p> <p>ガイドラインの中小企業への浸透の強化に関する声が多くあがっていたように思います。</p> <p>企業規模に応じて、どこから着手したら良いのかが分かるとよい。</p>
<p>事業者へ の動機付 けの弱さ</p>	<p>認知向上するために必要な稼働を捻出することが難しい。使うことによるベネフィットをどうしたら訴求できるのかがまだ特定できていない。</p> <p>ガイドラインの企業における利活用については、ガイドラインそれ自体の改善に加え、利活用のリードを行うキーパーソンの可視化と動機付けの強化が個人に対しても組織に対しても必要と考えます。</p> <p>遵守への強制力がなく、事業者の自主性に依存しているためガイドラインを遵守している事業者が恩恵が受けられる仕組みを検討してはどうか。</p>

課題の分析と具体策(案)

課題の分類に応じ、原因と取り組みの方向性を検討。
構成員からの意見も踏まえ、具体策(案)を立案。順次取り組みの実施を検討。



第29回AIガバナンス検討会(2026/2/16)

ソフトバンク株式会社様

3 AI事業者ガイドライン活用概要

リスク対策に活用

- ①ルール
- ②オペレーション
- ③判断軸
- ④内部監査

リテラシー向上に活用

- ①経営層
- ②全社員
- ③お客様
- ④自部署

Copyright (C) 2026 SoftBank Corp. All rights reserved.

一般社団法人AIガバナンス協会様

AIガバナンスナビについて

AIガバナンスナビ: AIガバナンスの取組成熟度を自己診断するツール

AIガバナンスナビ = AI事業者のAIガバナンス構築の取組の成熟度チェッカー

ナビの作成・改定 ケーススタディ、最新の情報・制度変更のインプット	 会員による一貫の自己診断 繰り返し・分析	AIGAの会員企業が、政策・標準や他の会員企業の取組状況をベンチマークとして、自社の組織としてのAIガバナンス構築の取組の成熟度を自己診断し、自社の取組の強み・弱みを把握できるようにするツール
--------------------------------------	-----------------------------	--

実践のスタンダード作り

- ☑ AIGA会員企業にとって、AI事業者としてAIガバナンス構築に必要な取組事項を把握する上での実践的なガイドラインを提供
- ☑ 回答集計・研究会等を通じて最新のプラクティスや課題意識を反映

協会活動のペースメーカー

- ☑ AIGA会員で定期的な自己診断を実施し、経営層全体としての進捗度を把握
- ☑ 項目別に自己診断の結果を分析し、全体の成熟度向上のためにフォーカスすべき議論・取組事項を特定

政策・標準との接続

- ☑ AI事業者ガイドライン等への対応関係を明確にし、企業の取組の政策への実現を支援
- ☑ 対外的な観点で、AIGA会員全員の政策への対応状況を把握・発信

Copyright © 2026 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

4 リスク対策に活用

1 AI倫理ポリシー

AIガバナンスを進めていく上での基本方針

2 社内規程

AIガバナンスを進める上で定めた社内ルール

3 ガイドライン

AIガバナンスを推進するための補助資料

①ルール

本編 第2部C (共通の指針)

別添2 (AIガバナンス構築)

本編 第3部 + 別添 (AI開発者実践)
本編 第5部 + 一部第4部

全社共通“ルール”としての活用

(規程、ガイドライン、各種ルール制定に活用)

Copyright (C) 2026 SoftBank Corp. All rights reserved.

AIガバナンスナビについて

取組項目レベルで主要なガイドライン類の要素を幅広くカバー

<p>AI事業者ガイドライン 本編第2部Cに共通の指針 D.高度なAIシステムに繋がる事業者 に共通の指針 本編第3部～第5部 開発/提供/利用者 に関する事項</p>	<p>AI事業者ガイドライン 本編第2部C AIガバナンスの構築 別添2「第2部E.AIガバナンスの構築」 要項 その他別添</p>	<p>NIST AI Risk Management Framework References</p>	<p>ISO/IEC 42001:2023 AI management systems Annex A</p>
---	---	--	--

・10項目の共通の指針
・広島AIプロセスの成果を踏まえた高度なAI向け共通の指針
・各立場での特記事項

・経営者のリーダーシップのもとAIガバナンスの構築の観点で推奨する取組(概要を本編、詳細や事例を別添に分けて記載)

AIリスクのMAP (特定)、MEASURE (評価・分析・追跡)、MANAGE (優先順位付と対処)、GOVERN (文化の浸透)に沿った枠組み

組織がAIマネジメントシステムを確保するための「管理目的」及び「管理策」を組織、リソース、AI影響評価、データ等の観点から整理

Copyright © 2026 一般社団法人AIガバナンス協会 / AI Governance Association

■ 第29回AIガバナンス検討会(2026/2/16)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02tsushin06_04000136.html
 ⇒【資料4-1】AI事業者ガイドライン 活用事例(ソフトバンク株式会社)
 ⇒【資料4-2】AI事業者ガイドライン 活用事例(一般社団法人AIガバナンス協会)

1 制作背景：初心者（主に事業者を対象）が能動的にAI倫理のエッセンスを学べることを意識

- 信頼できるAIの開発・活用・普及には事業者や国民が一丸となって取り組むことが重要である。
- 最新技術が人間社会にもたらす影響については、ルールベースで理解・説明することが困難、体感的に習得しづらい。



2 特長：「AI事業者ガイドライン」の共通の指針に準拠

- 「AI事業者ガイドライン」記載の人間中心、公平性など10項目の共通の指針（1.1版 P.13～）に書かれたAI倫理の観点をかたる札に盛り込んで作成した。
（具体的なリスク・ユースケースを伴った札や当社の取組実績をもとに、AIガバナンス構築のヒントとなる札もあり。）
- 事業者を主な対象としたうえで、消費者や学生など、幅広い層が学びやすいように平易な表現を用いて作成したが、AI研究者に体験させた場合でも「理解向上につながった」などの成果あり。

3 活用実績：社内のAI研究者や技術者を含む従業員への教育活動に活用 11月、清泉女学院中学高等学校の生徒様とワークショップを開催

- 同校は、AI倫理に関して、複数の高校を交えて議論する「AI倫理会議」を主宰。
- 富士通は、今後も「AI倫理」の課題に積極的に取り組む企業・教育機関などとのワークショップ開催を計画。



～入手方法～

現物は非売品だが、広く一般に供するため無償公開しており、PDF版はウェブページからダウンロード可能。

✓ <https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/ai/aiethics/governance/aiethics-karuta>